

平成27年北秋田市農業委員会第1回総会議事録

1. 開催日時 平成27年1月9日(金)午後1時30分から午後3時20分

2. 開催場所 北秋田市役所本庁舎 大会議室

3. 出席委員(33名)

2番 長崎 成人	3番 近藤 利紀	4番 金 俊英
5番 長岐 正	6番 三沢 博隆	7番 土濃塚 謙一郎
8番 佐藤 篤史	11番 藤島 孝雄	12番 簾内 豊
13番 佐藤 清一	14番 松橋 利彦	15番 湊 広
16番 佐藤 茂延	17番 金田 悦子	18番 加藤 隆悦
19番 小野 安則	20番 宮腰 文義	21番 畠山 正敏
22番 木村 正彦	24番 柴田 隆一	25番 柴田 英一
26番 畠山 隆生	27番 佐藤 哲也	28番 米澤 一
30番 松浦 義春	31番 布田 久人	32番 齋藤 富美雄
33番 伊東 誠子	34番 藤岡 茂憲	35番 檜岡 悦子
36番 嘉成 久雄	37番 三沢 定幸	38番 後藤 久美

4. 欠席委員(5名)

1番 三浦 剛	9番 杉 渕 渉	10番 佐藤 利子
23番 太田 兵一	29番 若松 一幸	

5. 欠員(0名)

6. 議事日程

第1	報告第1号	会務報告
第2	報告第2号	農地法第18条第6項の規定による届出について
第3	報告第3号	農地法第4条の規定による許可申請の取下げについて
第4	議案第1号	非農地証明交付申請の承認について
第5	議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について
第6	議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
第7	議案第4号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

第 8 議案第 5号 平成26年北秋田市農地賃借料情報の提供について

第 9 議案第 6号 農地の権利取得に係る下限面積の設定について

7. 出席した事務局職員

事務局長 長 岐 正 美 副主幹 佐 藤 修 主査 鈴 木 潤

8. 議事録署名委員

14番 松 橋 利 彦 15番 湊 広

9. 会議の概要

事務局	ご苦労様です。只今より平成27年北秋田市農業委員会第1回総会を開催いたします。会長からあいさつをお願いします。
会 長	会長あいさつ (省略)
議 長	1月の定例総会を開催したいと思います。出席状況から報告いたします。委員38名中、欠席届が出されておりますのが、1番三浦剛委員、9番杉渕渉委員、10番佐藤利子委員、23番太田兵一委員、29番若松一幸委員の5名からの欠席届が出されております。38名中33名が出席しており、定足数に達しておりますので総会成立となります。それでは第1回総会を始めたいと思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。
議 長	議事録署名者の指名であります。当職より指名することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認め当職より指名をいたします。14番松橋利彦委員、15番湊広委員のご両名をお願いをいたします。それでは案件に入ります。「報告第1号会務報告」を事務局よりお願いいたします。
事務局	「報告第1号会務報告」議案書により説明。 (詳細省略)

議 長 会務報告でありますので、ご了承頂きたいと思います。次に「報告第2号農地法第18条第6項の規定による届出について」を議題として事務局の説明を求めます。

事務局 「報告第2号農地法第18条第6項の規定による届出について」議案書により説明。

(詳細省略)

議 長 報告第2号について事務局より説明して頂きました。皆さんからのご質問ご意見等頂戴いたします。何かございませんか。

(なしの声)

議 長 質問がないようですので次に進みたいと思います。次に「報告第3号農地法第4条の規定による許可申請の取り下げについて」を議題として事務局の説明を求めます。

事務局 「報告第3号農地法第4条の規定による許可申請の取り下げについて」議案書により説明。

(詳細省略)

議 長 暫時休憩をいたします。

議 長 休憩以前に引き続き会議をいたします。報告第3号について休憩中に事務局より説明がありましたので、ご了承していただきたいと思います。

議 長 つづきまして「議案第1号非農地証明交付申請の承認について」を議題として事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第1号非農地証明交付申請の承認について」議案書により説明。

(詳細省略)

議 長 議案第1号について事務局より説明して頂きました。なおこの案件にいたしましては、12月の総会において4条申請のときに現地調査していただいた委員さんに説明報告していただいておりますので省略させていただきます。

す。

議 長 それでは「議案第1号」について、皆さんからのご質問ご意見等頂戴いたします。何かございませんか。

19番 19番小野です。現地調査し総会において許可相当と判断したのが、県から却下されたとする、これでは現地調査する意味がなくなるのでは無いかと思われま。

議 長 現地調査もそうなのですが、地元の農業委員会で許可相当で上げてても不許可になる場合もありますし、農業委員会では不許可相当として意見を附して県に進達した場合でも、県では許可相当として許可になる場合も多々あります。地元農業委員の判断が間違えているとは思っておりません。その内容については県の担当にも話しております。あれだけはっきり3mも高低差がありその間に排水路・農道があり第1種農地となりますが、県営では場整備するときに貯水槽を管理するための管理道路を作ったのですが、これがたまたま申請地に隣接しているだけで第1種農地と隣接しているとは言いがたいのではないかと北秋田市の農業委員会では判断したと県には伝えております。却下されたからといって現地調査の意味が無いとはなりませんので、あくまでも地元の声を出して行きたいと考えます。その他、ご質問ご意見等頂戴いたします。何かございませんか。

(なしの声)

議 長 質問がないようですので、質問を打ち切り採決いたします。議案第1号につきましては原案どおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め決定いたします。暫時休憩をいたします。

議 長 休憩以前に引き続き会議をいたします。次に「議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について」を議題として事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について」議案書により

説明。

なお、ただいま説明しました4件につきましては、別添調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていることを確認しております。以上、よろしくご審議をお願いします

議 長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。皆さんからのご質問ご意見等頂戴いたします。何かございませんか。

(なしの声)

議 長 質問がないようですので、質問を打切り採決いたします。議案第2号につきましては原案どおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め決定いたします。次に「議案第3号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」を議題として事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」議案書により説明。

(詳細省略)

議 長 「議案第3号」につきまして、事務局から説明が終わりました。これについても現地調査をして頂いた委員さんからご説明願いたいと思います。議席番号30番松浦義春委員さんからお願いいたします。

30番 30番松浦です。私から現地調査の報告をいたします。調査日は12月25日です。調査委員は26番畠山隆生委員・27番佐藤哲也委員・28番米澤一委員・29番若松一幸委員と私の5人です。事務局からは長岐事務局長・佐藤副主幹・鈴木主査です。関係者として浦田のYTさんが立ち会っております。申請地の位置図は22ページ・案内図は23ページに載っておりますので見てください。国道105号線を米内沢から前田方面に向かいまして旧浦田小学校の西側に隣接しております。畑の中に農作業小屋として建築されており農機具等が格納されております。平成4年頃から利用されており追認

事項としての申請となっております。まだ名義変更がされていないとのこと
で所有権を移転するために無償となっております。境界等もしっかりしてお
り問題ないと見てきましたのでご審議よろしくお願いいいたします。

議 長 ありがとうございます。「議案第3号」につきまして、審議に入ります。皆
さんからのご質問ご意見等頂戴いたします。何かございません

（ なしの声 ）

議 長 質問がないようですので質問を打ち切り採決いたします。「議案第3号」に
ついて、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（ 異議なしの声 ）

議 長 異議なしと認め決定いたします。続いて「議案第4号農業経営基盤強化促
進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題として事務局の説
明を求めます。

事務局 「議案第4号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認
について」議案書により説明。

（ 詳細省略 ）

なお、ただいま説明した計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第1
8条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 ありがとうございます。「議案第4号」につきまして、事務局から説明が終
わりました。利用権移転の受付番号17番から20番までは当農業委員会の
委員との関係がありますので、受付番号17番から20番までを除いた、そ
の他についてこれから質疑に入ります。皆さんからのご質問ご意見等頂戴い
たします。

議 長 ご質問ご意見等何かございませんか。

8番 8番佐藤です。農地中間管理事業を利用した利用権貸借ですが、申請書で設
定を受ける者が農業公社となっておりますが、農業公社が貸し出す相手の申

請はいつになるのですか。

議 長 暫時休憩をいたします。

議 長 休憩以前に引き続き会議をいたします。「議案第4号中」利用権移転の受付番号17番から20番までを除いてその他について質疑に入ります。皆さんからのご質問ご意見等頂戴いたします。

議 長 ご質問ご意見等何かございませんか。

(なしの声)

議 長 質問がないようですので質問を打ち切り採決いたします。「議案第4号中」利用権移転の受付番号17番から20番までを除いてその他について原案どおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め決定いたします。続いて「議案第4号中」利用権移転の受付番号17番については、議席番号6番三沢博隆委員との関連がありますので退席を求めます。暫時休憩いたします。

(6番三沢博隆委員退席)

議 長 休憩以前に引き続き会議をいたします。「議案第4号中」利用権移転の受付番号17番について質疑に入ります。皆さんからのご質問ご意見等頂戴いたします。何かございませんか。

(なしの声)

議 長 質問がないようですので質問を打ち切り採決いたします。「議案第4号中」利用権移転の受付番号17番について、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め決定いたします。暫時休憩をいたします。

(6 番三沢博隆委員入席)

議 長 休憩以前に引き続き会議をいたします。続いて「議案第 4 号中」利用権設定の受付番号 1 8 番から 2 0 番については、議席番号 3 4 番藤岡茂憲委員との関連がありますので退席を求めます。暫時休憩いたします。

(3 4 番藤岡茂憲委員退席)

議 長 休憩以前に引き続き会議をいたします。「議案第 4 号中」利用権設定の受付番号 1 8 番から 2 0 番について質疑に入ります。皆さんからのご質問ご意見等頂戴いたします。何かございませんか。

(なしの声)

議 長 質問がないようですので質問を打ち切り採決いたします。「議案第 4 号中」利用権設定の受付番号 1 8 番、1 9 番、2 0 番について、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め決定いたします。暫時休憩をいたします。

(3 4 番藤岡茂憲委員入席)

議 長 休憩以前に引き続き会議をいたします。「議案第 5 号平成 2 6 年北秋田市農地賃借料情報の提供について」を議題として事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第 5 号平成 2 6 年北秋田市農地賃借料情報の提供について」議案書により説明。

(詳細省略)

議案第 5 号について説明します。6 9 ページをご覧ください。農地法改正

により従来までの耕作料が廃止され、その代わりに農業委員会は年に1回農地の賃借料情報を提供することになっております。そのため昨年の平成26年の1月から12月までの賃借料の水準をとりまとめいたしまして、その中段の表をつけております。この内容は3条の賃借権設定と農業経営基盤許可法の賃借権設定の内容となっております。データ数は土地の筆の数となっております。今年は極端に貸し借りが少なかった地区もある。さらに少なかった地区の借賃の水準が旧合川地区のようになっております。なお資料3は参考資料として昨年の公表しております農地賃借料情報と比較検討していただきたいと思います。※印の2番ですが、物納は60kg当たり13,000円に昨年は換算して計算しておりますが、今年も事務局で協議しましたが60kgで8,500円との発表がありました。昨年も11,500円に1,500円加算して13,000円として発表しております。今回も1,500円加算して10,000円で換算しております。また今日のこの総会で議決をいただければ、北秋田市のホームページ及び北秋田市の広報に掲載して公表したいと考えております。以上よろしく申し上げます。

議長 最初に見ていただきたいのが、データ数ですが旧鷹巣は昨年とほぼ同じで、旧合川地区が646件から22件と極端に少なくなっております。ですからデータ数によって高いところが結果として出てきたと思います。旧森吉町についても436件から85件になっております。全体で約1,000件も少なくなっております。考えられるのは農地中間管理事業の関係で農協から農地保有合理化事業での申請があがって来ていないのが要因となっているのではないかと思います。

議長 暫時休憩をいたします。

議長 休憩以前に引き続き会議をいたします。その他ご意見等あれば出してくださいと思います。

(なしの声)

議長 質問がないようですので質問を打ち切り採決いたします。「議案第5号平成26年北秋田市農地賃借料情報の提供について」原案どおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

このように報告したいと思います。続いて「議案第6号農地の権利取得に係る下限面積の設定について」を議題として事務局の説明を求めます。

事務局

「議案第6号農地の権利取得に係る下限面積の設定について」議案書により説明。

(詳細省略)

資料の4について説明を申し上げます。農地の下限面積の設定であります。ご存じのとおり農地法の下限面積は50アールと定められておりますが、地域の実情に合わない場合には農業委員会で別段の定めができるということになっております。その定め判断基準でございますが、農地法施行規則17条により定められております。17条1項では別段の面積未満の農地を耕作しているもの、いわゆる農業者の数が農業者総数の40%以上にならないように設定するという事です。農業者の数というのは「農林業センサス」の結果を活用するという事になっております。そこで2ページが「農林業センサス」の結果でございます。これは2010年の結果ですので、昨年一昨年もこの数字を見ていると思います。ご存じのとおり全地域におきまして北秋田市は50アール以上の農業者がすべての地域におきまして60%以上になっておりますので、この第1項の要件では下限面積を定めることはできません。続きまして第2項につきましては、次の1号2号の要件にいずれも該当する場合は第1項の例外として面積を別段の面積として定めることができます。その要件といたしますが、耕作されていない農地が相当程度存在すること。その地域で50アール以下の農業者が増加することにより集団的農地利用をしている農業者に支障を生じるおそれがないこと。この2つの要件がございます。第2項ですが資料の3ページに耕作地と不耕作地の割合ということで、平成26年度の水田台帳より円グラフに表しております。鷹巣地域におきましては不耕作地11.83%、合川地区11.53%、森吉地区15.65%、阿仁地区25.44%。阿仁地区のみ約1/4が不耕作地と水田台帳の結果がございます。そこで第2項第1号の相当程度とは特に定めはございませんが、北秋田市の農業委員会は平成21年の農地法改正より旧阿仁地区全域を10アールと定めております。今までの経緯も踏まえてご検討願いたいと思います。以上でございます。

議 長 この下限面積を毎年検討する事となっております。事務局が説明したとおり旧阿仁地区だけは「どぶろく特区」の関係です。申請するとき旧阿仁地区全体として許可を取るということで、合併前に設定したと聞いております。その後に合併した経緯があります。それで阿仁地区全体が10アールで下限面積が設定されております。10アールに下限面積を設定したことによって農家数も増えているのは確かでありますが、新たに農地を求めた人はいないようです。今まで阿仁地区以外のところで50アールだととてもじゃないけど多いため、もっと少ない面積を自分で農業やりたいと相談に見えた方もいないようです。

議 長 皆さんからのご質問ご意見等頂戴いたします。何かございませんか。

6 番 6番三沢です。参考に秋田県内の下限面積の状況がわかりましたら教えてください。

事務局 26年の4月時点の情報ですが、県内で別段面積を設定しているところは秋田市では30アールで野菜と市街化区域の場合は10アール、そのほか男鹿市・鹿角市・大仙市・小坂町・藤里町・東成瀬村こちらが全域10アールとなっております。

議 長 全体の県内の情報を踏まえて何かご意見、ご質問頂戴したいと思います。

(なしの声)

議 長 質問がないようですので質問を打ち切り採決いたします。それでは「議案第6号」につきまして北秋田市の阿仁地区のみ10アール、それ以外については50アールに決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め決定いたします。以上をもって、提出議案はすべて終了しました。これをもって「平成27年第1回北秋田市農業委員会総会」を終了いたします。